

「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(飼養管理基準に関する省令)

遵守すべきポイント①～⑦についてお知らせします。

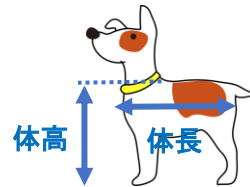
## ポイント① ケージ等 数値基準が定められました

傷病動物を飼養保管する場合又は動物を一時的に保管する場合等の特別な事情がある場合を除きます。

「分離型」「一体型」のいずれかの基準を満たすこと。

体長 : 胸骨端から座骨端までの長さ(胸からお尻まで)

体高 : 地面からキ甲部までの垂直距離(地面から肩の上端まで)



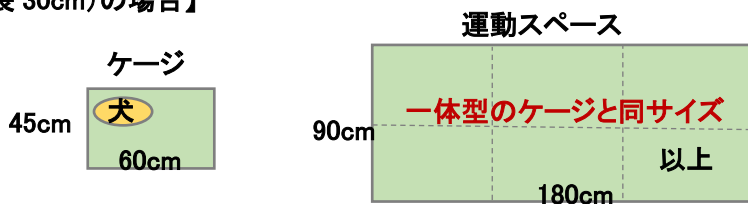
### 分離型(ケージ飼い等)

ケージを寝床、休息場所とし、ケージと分離した運動スペースを設けて飼養管理する場合。

ケージ等	床面積	高さ
犬	タテ 体長の <b>2倍</b> 以上	体高の <b>2倍</b> 以上
猫	ヨコ 体長の <b>1.5倍</b> 以上	体高の <b>3倍</b> 以上(1つ以上の柵、 <b>2段</b> 以上の構造)

【複数飼養の場合】 各個体の広さの合計面積と最も体高が高い個体の高さを確保

【例 犬(体長 30cm)の場合】



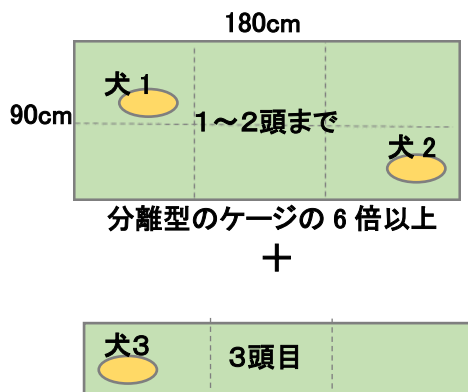
### 一体型(平飼い等)

寝床、休息、運動スペースを一体とするケージ等で飼養管理する場合。

ケージ等(運動スペース含む)	床面積	高さ
犬	分離型ケージの <b>6倍</b> 以上	体高の <b>2倍</b> 以上
【複数飼養の場合】	分離型ケージの <b>3倍</b> 以上 × 頭数	体高が最大の犬の体高の <b>2倍</b> 以上
猫	分離型ケージの <b>2倍</b> 以上	体高の <b>4倍</b> 以上(2つ以上の柵、 <b>3段</b> 以上の構造)
【複数飼養の場合】	分離型ケージと同サイズ以上 × 頭数	体高が最大の猫の体高の <b>4倍</b> 以上

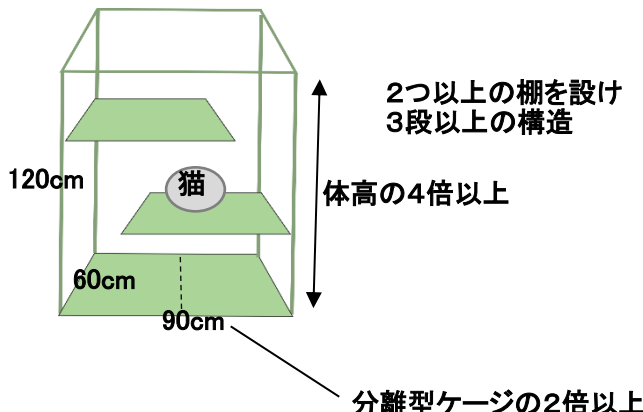
繁殖時 : 親子あたり上記の1頭分の面積(親子以外の個体の同居不可)

【例 犬(体長 30cm)の場合】



1頭あたり分離型のケージの3倍以上

【例 猫(体長・体高 30cm)の場合】



分離型ケージの2倍以上

- 金網の床材使用を禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)
- ケージ等及び訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がないこと。

## ポイント② 飼養又は保管できる動物の数 上限が設けられました

従業員 1 人当たりが飼養保管する犬又は猫の頭数の上限 ※「1人」は「常勤の従業員1人」の場合をいう。

- **犬** : 1人当たり20頭(うち繁殖犬15頭)まで
  - **猫** : 1人当たり30頭(うち繁殖猫25頭)まで
- ※犬と猫の双方を飼養管理する場合 : 別紙1(別表)を参照ください。**

※「親と同居している子犬・子猫」と「繁殖に使用することをやめた犬猫」は頭数に含めない。

※既存事業者は、下記のとおり段階的に適用される。

第一種動物取扱業 (頭)				
	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
令和3年6月1日	経過措置期間		経過措置期間	
令和4年6月1日	30	25	40	35
令和5年6月1日	25	20	35	30
<b>令和6年6月1日</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>30</b>	<b>25</b>

毎年5頭ずつ、段階的に削減  
完全適用

※第二種動物取扱業者は、令和5年6月1日から段階的に適用し、令和7年6月1日に完全適用

## ポイント③ 飼養環境の管理 管理基準が具体化されました

- 飼養施設に**温度計・湿度計**を設置すること。
- 低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように管理すること。
- 臭気により飼養環境、周辺環境を損なわないよう清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

## ポイント④ 健康管理 新たな基準が追加されました

【1年以上飼養保管する犬猫】

- 年1回以上獣医師による健診を受けさせ、その**診断書を5年間保存**すること。

## ポイント⑤ 展示又は輸送方法 具体化されました

【犬猫を長時間連続して展示する場合(販売・展示)】

- 休息設備に**自由に移動できる状態を確保**すること。困難な場合は、**展示時間が6時間を超える**ごとに、途中に展示を行わない時間を設けること。

【飼養施設に輸送された犬猫(販売・貸出・譲渡し)】

- **輸送後2日間以上その状態を目視観察**(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)

## ポイント⑥ 繁殖回数、繁殖年齢(販売・貸出・展示) 基準が定められました

- 生涯出産回数の繁殖台帳への記入を義務化(令和3年6月1日～)
- 雌の交配年齢、出産回数に関わる規定 (令和4年6月1日～)

	生涯出産回数	交配時の年齢(雌)
犬	6回まで	6歳以下
	ただし、満7歳時点で生涯出産回数が、6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする	
猫	-	6歳以下
	ただし、満7歳時点で生涯出産回数が、10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする	

- 年1回以上の獣医師による健康診断において、繁殖の適否に関する診断を受けさせ、適さない場合は、犬猫の繁殖を行わないこと。
- 帝王切開は獣医師が行う(出生証明書と母体の状態に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。)

## ポイント⑦ 適正な飼養 基準が具体化されました

- 犬猫を以下のいずれかの状態にしないこと。
  - ×被毛に糞尿等が固着した状態 ×体表が毛玉で覆われた状態
  - ×爪が異常に伸びている状態 ×健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 清潔な給水を常時確保すること。
- 散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬猫との触れ合いを毎日行うこと。
- 分離型で飼養管理等する場合は、1日3時間以上運動スペースで自由に運動できる状態にすること。

## 飼養管理基準(主な事項)とその他の規定等の施行日・適用日

※既存の第一種動物取扱業事業者の場合

		R3.6.1	R4.6.1	R5.6.1	R6.6.1
飼養管理基準	①ケージ等	施行 経過措置	適用		
	②飼養できる動物の数	施行 経過措置	段階的適用	段階的適用	適用
	③飼養環境の管理	施行 適用			
	④健康管理	施行 適用			
	⑤展示または輸送の方法	施行 適用			
	⑥出産回数の台帳記入 繁殖回数、繁殖年齢	施行 適用			
		施行 経過措置	適用		
⑦その他	施行 適用				
動物取扱責任者の要件		経過措置	経過措置	適用	
出生後56日を経過しない 犬猫の販売規制※指定犬を除く		施行 適用			
マイクロチップの装着と登録 (犬猫販売業)			施行 適用		

詳細については、環境省 HP「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0305a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html)) をご確認ください

別表 犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限

本則別表（第二条第二号、第三条第二号関係）

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
		26	22
3		25	21
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	18
6	5	21	
		20	17
		19	16
8	6	18	15
9	7	17	14
		16	13
10	8	15	
		14	12
		13	11
12	9	12	10
13	10	11	9
		10	8
14	11	9	
		8	7
		7	6
16	12	6	5
17	13	5	4
		4	3
18	14	3	
		2	2
		1	1

附則別表第一

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	39	34
		38	33
2	2	37	
		36	32
3	3	35	31
		34	30
4	4	33	29
5	5	32	28
6	6	31	27
		30	26
7	7	29	
		28	25
8	8	27	24
		26	23
		25	22
9	9	24	21
10	10	23	20
		22	19
11	11	21	18
		20	17
12	12	19	16
		18	15
13	13	17	14
		16	13
14	14	15	12
		14	11
15	15	13	10
		12	9
16	16	11	8
		10	7
17	17	9	6
		8	5
18	18	7	4
		6	3
19	19	5	2
		4	1
20	20	3	
		2	
21	21	1	
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		

附則別表第二

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	34	29
		33	28
2	2	32	
		31	27
3		30	26
4	3	29	25
5	4	28	24
6	5	27	23
		26	22
7	6	25	
		24	21
8		23	20
9	7	22	19
10	8	21	18
11	9	20	17
		19	16
12	10	18	
		17	15
13		16	14
14	11	15	13
15	12	14	12
16	13	13	11
		12	10
17	14	11	
		10	9
18		9	8
19	15	8	7
		7	6
20	16	6	5
		5	4
21	17	4	
		3	3
22	18	2	
		1	2
23		1	1
24	19		